

(平成21年6月10日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係

6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月から同年 12 月まで  
② 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 4 月に婚姻後、義母が自身の分と一緒に私の国民年金保険料を集落の集金人に年払いで納付していたにもかかわらず、申立期間が私のみ納付済みとされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が自身の国民年金保険料と一緒に申立人の国民年金保険料を集金人に年払いで納付していたと主張しているが、市町村の国民年金被保険者名簿によれば、昭和 47 年度から 55 年度までの期間における申立人及びその義母の国民年金保険料の納付状況は一致しているものの、申立期間①直前の 56 年度からは双方の納付方法及び納付年月日が異なっていることが確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間②について、市町村の被保険者カード及び検認簿によれば、昭和 58 年 1 月に国民年金被保険者の資格喪失を申し出ていたことが明確に記載されており、社会保険庁の記録上、国民年金の未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の義母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の義母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の義母が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から48年3月まで

私は、婚姻により昭和45年4月にA県に転入した際、国民年金の加入手続を行うとともに、居住地近くの金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A県に転入した後、同県において申立人の旧姓で、昭和45年8月に払い出されたものと推認されるとともに、申立人が国民年金の加入手続を行った市町村では、申立人に係る国民年金被保険者名簿が旧姓で作成され、当該名簿及びその後に切り替えられた国民年金被保険者名簿によれば、申立人の夫の姓への変更は無く、45年10月から48年8月までの期間は、住所が不明とされていることが確認できることから、行政側では、少なくとも当該期間において、申立人は不在者として取り扱われていたものと考えられ、当該期間の国民年金保険料の納付書は発行されず、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市町村では、国民年金被保険者に国民年金保険料の納付書を郵送していたが、住所不明で戻ってきた場合、所在確認は行っていなかったと回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 3 月ごろ、自宅に来た市役所の担当者から特例納付してほしいと言われ、夫婦共に未納となっていた 2 年分の国民年金保険料を市役所の窓口で特例納付していた。

私は、特例納付をした際に立ち寄った市役所の待合室のテレビで選抜高校野球大会に出場していた地元高校の試合を見た記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳によれば、申立人夫婦は、昭和 55 年 6 月に、46 年 4 月から同年 6 月までの期間を特例納付するとともに、45 年 6 月から 46 年 3 月までの期間を追納していることが確認できる上、申立人は、特例納付した金額は憶えていないが、特例納付したのは 1 回しかないと申し述べていることから、当該期間の国民年金保険料を申立期間の国民年金保険料と誤認している可能性がうかがわれる。

また、申立人は、特例納付をした際に立ち寄った市役所の待合室のテレビで選抜高校野球大会に出場していた地元高校の試合を見たと申し述べているが、当該高校は昭和 55 年の同大会のほか、57 年の同大会にも出場している上、社会保険庁の特殊台帳によれば、申立人夫婦は、昭和 47 年度及び 48 年度の国民年金保険料を 57 年 4 月に追納していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は申立人の妻も未納期間

とされている上、申立人夫婦には申立期間以外にも長期間の未納期間が認められ、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 3 月ごろ、自宅に来た市役所の担当者から特例納付してほしいと言われ、夫が夫婦共に未納となっていた 2 年分の国民年金保険料を市役所の窓口で特例納付していた。

夫は、特例納付をした際に立ち寄った市役所の待合室のテレビで選抜高校野球大会に出場していた地元高校の試合を見た記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳によれば、申立人夫婦は、昭和 55 年 6 月に、46 年 4 月から同年 6 月までの期間を特例納付するとともに、45 年 6 月から 46 年 3 月までの期間を追納していることが確認できる上、申立人の夫は、特例納付した金額は憶えていないが、特例納付したのは 1 回しかないと申し述べていることから、当該期間の国民年金保険料を申立期間の国民年金保険料と誤認している可能性がうかがわれる。

また、申立人の夫は、特例納付をした際に立ち寄った市役所の待合室のテレビで選抜高校野球大会に出場していた地元高校の試合を見たと申し述べているが、当該高校は昭和 55 年の同大会のほか、57 年の同大会にも出場している上、社会保険庁の特殊台帳によれば、申立人夫婦は、昭和 47 年度及び 48 年度の国民年金保険料を 57 年 4 月に追納していることが確認できる。

さらに、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は申立

人の夫も未納期間とされている上、申立人夫婦には申立期間以外にも長期間の未納期間が認められ、ほかに申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を特例納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 50 年 3 月まで

私は、父親が国民年金の加入手続を行い、毎月、母親が両親の分と一緒に、集落の役員へ国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の両親は死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 7 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、45 年 8 月から 48 年 3 月までの期間は時効により納付できない期間であり、48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人の母親が国民年金保険料をさかのぼって納付していたかは不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 56 か月と比較的長期間である上、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から56年12月まで

私は、経済的な理由で国民年金に加入していなかったが、昭和59年又は60年ごろの肌寒い季節に、国民年金の加入手続を行うとともに、20歳までさかのぼって約30万円の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年11月1日以降に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立人が国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張する時期は、特例納付の実施期間ではない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和60年3月に昭和57年度及び58年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立人は、さかのぼって納付した記憶は1回しかないと申し述べていることから、当該保険料を申立期間の国民年金保険料と誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が納付したと主張する金額は、申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の金額とは大きく異なっている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。